

# にし阿波・地域連携ビジネス創出支援事業運営協議会 にし阿波「県外バイヤー等との商談会」参加募集要項

## 1 目的

美馬市、三好市、つるぎ町及び東みよし町(以下、「にし阿波」という。)管内の食品事業者の販路開拓を支援し、地域ならではの魅力ある商品の販路拡大を促進するため、県外から多様な業種のバイヤーを招へいし、個別商談会を開催します。

## 2 概要

### (1)事前研修(オンデマンド方式)

商談に慣れていない事業者の方であっても、円滑に商談会にご参加いただけるよう事前に研修(オンデマンド方式)を実施し、成約に結びつけるための事例紹介等を通じて商談のポイントを学んでいただける機会を提供します。

### (2)県外バイヤー等との商談会

日 時:令和7年12月19日(金)

場 所:徳島県西部総合県民局<美馬庁舎>

内 容:1事業者あたり5商談程度(1商談30分程度)

※事前にバイヤーとのマッチングを行います。

※参加事業者数により、商談数に変更となる可能性があります。

※参加希望者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

※当日の時間割は、決定次第ご連絡します。

### (3)産地ツアー(希望者のみ)

日 時:(2)の商談会前日

内 容:商談参加事業者への訪問(各30分程度)

※訪問時間は、別途調整の上決定します。

※参加希望者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

※行程の都合上、訪問できない場合があります。

### (4)フォローアップの実施

商談会終了後、参加事業者に対し、商談成立に向けた改善ポイントやアプローチ方法等について、フォローアップを実施します。

## 3 参加条件

次の(1)から(9)の条件を全て満たすこと。

- (1)にし阿波管内に主たる事業所を有する事業者であること。(個人事業主を含む)
- (2)商談する商品が、地域産品を用いた食品であること。
- (3)県外企業等との商取引を目的とした商談が主な参加理由であること。
- (4)産地ツアー及び商談会当日に対応できる担当者があること。
- (5)後日、バイヤーからの問合せに対応できる担当者があること。
- (6)事前研修、フォローアップへの参加が可能であること。
- (7)協議会が実施するアンケート、聞き取り調査等に対応すること。
- (8)法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (9)その他、参加することについて不適当と認められる事由を抱えていないこと。

#### 4 申込方法

参加希望の場合は、次のとおり「参加申込書」をご提出いただくか、専用申込フォームにてお申し込みください。

(1)提出書類

参加申込書

(2)申込期間

令和7年11月5日(水) 午後5時まで(郵送の場合は必着)

(3)提出方法

申込フォーム、電子メール、ファクシミリ又は郵送 (電話での申込は不可)

(4)提出先・問合せ先

にし阿波「県外バイヤー等との商談会」運営事務局

(有限会社永瀬事務所内)

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4-10-8 第3SSビル 901

電話:03-6256-9494 ファクシミリ:03-6256-9495

メール:tokushima1@buyersguide.jp

#### 5 注意事項

- ・参加希望者多数の場合、抽選により参加者を決定します。
- ・参加の可否については、決定次第ご連絡します。
- ・参加が決定した事業者は、令和7年11月19日(水)までにFCP展示会・商談会シートを提出していただきます。